

千里新田地区まちづくり協議会 会則

(名 称)

第1条 本会は、千里新田地区まちづくり協議会（以下「本協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協議会の事務所は、会長宅に置く。

(目 的)

第3条 本協議会は、千里新田地区（以下「地区」という。）住民の親睦と、地区諸団体相互の連携を進め、お互いに対等の立場で協力し、住民自治の拡充を図るとともに関係機関と協働して、子どもたちや高齢者が生き生きと暮らしていけるような、安心・安全で快適なまちづくりをめざし、よりよい地域を次世代に引き継ぐことを目的とする。

(役 割)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の役割を担う。

- (1) 自治会・地区諸団体の自主性を尊重しながら、情報の共有、ネットワークを構築するとともに、情報の発信につとめる。
- (2) 多様でひらかれたものとし、地区内の意見が集約される場とする。
- (3) 地区諸団体の活動並びに課題について、解決策を検討する。
- (4) 吹田市立千里山竹園児童センターを支援する。
- (5) 関係機関との協議、調整、協働に関すること。

(活 動)

第5条 本協議会は、第3条の目的及び第4条の役割を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 広報活動
- (2) 福祉活動
- (3) ふれあい活動
- (4) 安心・安全対策活動
- (5) 子育て支援・青少年育成活動
- (6) 環境美化活動
- (7) その他本協議会が必要と認める活動

(構 成)

第6条 本協議会は、地区内に組織される諸団体の代表者及び第3条の目的に賛同し、地区内に在宅又は在勤する個人で構成する。ただし、諸団体の代表者とは、その長又はその代行者をいう。

- 2 本協議会には、賛助会員を置くことができる。賛助会員とは、本会の趣旨に賛同する個人または団体（法人を含む）を指し、役員会の承認を必要とし、かつ所定の会費（一口以上）を納めるものとする。

（役員等）

第7条 本協議会に、次の役員及び会計監査（以下「役員等」という。）を置く。

- | | |
|-----------|---------------------------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 2 名 |
| (3) 総 務 | 2 名 |
| (4) 書 記 | 2 名 |
| (5) 会 計 | 1 名 |
| (6) 理 事 | 若干名 |
| (7) 会計監査 | 2 名（ただし、前各号の役員以外の者を委嘱する。） |
- 2 役員等は、総会において会員より選出し、互選により会長を定める。ただし、会長以外の役員等に欠員が生じたときは、役員会で選任することができる。
- 3 賛助会員は、第1項に定める役員等には就任できない。

（役員等の任務）

第8条 役員等の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本協議会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 総務は、総会・役員会等の運営、関係団体の調整及び一般会務を行う。
- (4) 書記は、本協議会の書記に関する業務を行う。
- (5) 会計は、本協議会の会計に関する一切の業務を処理し、又収支決算に関する業務を行う。
- (6) 理事は、本協議会の活動を分担し、これにあたる。
- (7) 会計監査は、会計を監査し、役員会及び総会に報告する。

（顧 問）

第9条 本協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、役員会の議決を経て会長が指名し、役員会の諮問に応じる。

（役員等の任期）

第10条 役員等の任期は次のとおりとする。

- 2 役員等の任期は一期2年間とし、再任は妨げない。ただし、会長の任期は最長二期4年とし、通常総会終了までとする。
- 3 補充する役員等の任期は、前任者の残存期間とする。

(報 酬)

第11条 役員等及び顧問は、無報酬とする。

(会 議)

第12条 本協議会の会議は、総会、役員会とする。

(総 会)

第13条 本協議会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、会長がこれを招集し開催する。
- 3 臨時総会は、必要に応じて、役員会の承認を経て、会長がこれを招集する。また、3分の1以上の会員から要請があったとき、若しくは会長が必要と認めたとき。
- 4 総会の議長は、会長または会長が指名した役員があたる。
- 5 総会は次の事項を審議、決定する。
 - (1) 活動計画及び予算
 - (2) 活動報告、決算報告及び会計監査報告
 - (3) 会則の制定及び改廃
 - (4) 役員等の選出
 - (5) その他、本協議会の運営に関する重要な事項
- 6 賛助会員は総会における議決権を有しない。

(総会の議決)

第14条 総会は構成員の3分の2以上（委任状含む）の出席をもって成立し、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところとする。

(役員会)

第15条 役員会は、第7条第1項の第1号から第6号までの役員をもって構成し、原則として年6回以上開催し、次の事項を協議し決議すると共に、必要事項については、第6条の構成員へ周知する。

- (1) 地区諸団体の活動の調整並びに周知に関する事項
 - (2) 各活動の実施及び調整に関する事項
 - (3) 欠員となった役員等の選任に関する事項
 - (4) 顧問の選任に関する事項
 - (5) その他役員会が必要と認める事項
- 2 役員会は、構成する役員の過半数で成立し、議事は出席役員の過半数をもって決定する。ただし、可否同数のときは、会長の決するところとする。
 - 3 会長が必要と認めたときは、学識経験者又は専門家に意見を求めることができる。

(会 計)

第16条 本協議会の会計は、一般会計と特別会計とする。

2 一般会計は、会費・助成金・寄付金・特別会費・その他の収入をもってあ
てる。

3 特別会計は、委託金とその他の収入をもってあてる。

4 本協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

5 会費は以下の通りとする。

- | | | |
|-----------|-----------|----|
| (1) 諸 団 体 | 6,000円／年 | 一口 |
| (2) 個 人 | 1,200円／年 | 一口 |
| (3) 賛助会員 | 10,000円／年 | 一口 |

附 則

1 この会則に定めなき事項は、役員会で協議のうえ定める。

2 本協議会の構成員は、別紙構成員名簿による。

3 本会則は、2007年4月1日に制定

附 則

本会則は、2008年4月25日より施行する。

附 則

本会則は、2009年6月13日より施行する。

附 則

本会則は、2013年5月18日より施行する。

附 則

本会則は、2014年5月17日より施行する。

附 則

本会則は、2017年5月14日より施行する。

附 則

本会則は、2018年5月19日より施行する。

附 則

本会則は、2019年5月18日より施行する。

附 則

本会則は、2023年5月20日より施行する。